

令和7年1月10日

滑川町長 大塚 信一 殿

滑川町水道審議会

会長 小久保 佐俊



水道料金の改定について（答申）

令和6年8月27日付け滑上下水第455号で諮問のあった水道料金の改定について、
当審議会で審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

答 申 書

1 水道料金の改定について

本町の水道事業では、水道料金体系を平成 12 年に用途別から口径別に改め、その後、区画整理事業等による給水人口の増加を踏まえ、平成 15 年、平成 16 年及び平成 23 年に水道料金の引下げを行った。

平成 23 年の水道料金引下げ以来 13 年間、水道料金を据え置いてきたが、近年は給水量の増加も見込めず、また、電気料金や人件費、資材費などの経費が高騰している。

この状況を踏まえて令和 6 年 3 月に策定された「滑川町水道事業経営戦略改訂版」においては、今後も本町の水道事業の水道施設、経営状況を健全に保っていくために、水道料金の改定を行うものとしている。

その後、令和 6 年 7 月に埼玉県企業局から、令和 8 年 4 月からの水道用水供給事業の料金改定が報道発表され、水源の全量を県営水道から供給される浄水としている本町の水道事業においては、経費の更なる増加が見通される。

「滑川町水道事業経営戦略改訂版」における財政収支予測を元に、現在まで状況を反映させ再度財政収支予測を行い、今後の水道事業運営を維持できる平均料金改定率として、25.0%、30.0%、30.5%、36.0%、44.0%のケースが算定された。

これらの料金改定率を元に、水道料金算定要領(平成 27 年 2 月公益社団法人日本水道協会)等に基づいて、具体的な料金体系を算定し、近隣事業体との比較や、使用水量ごとの料金増加額の比較を行った。

また、料金体系自体についても、現行の料金体系を踏襲する場合と、近隣事業体を参考に料金体系を改める場合で比較も行った。

これらの比較検討の結果、当審議会では、本町の水道事業の健全な経営を図り、安定した水の供給を維持するための水道料金改定について、次の結論に至った。

- (1) 平均料金改定率については、今後の水道事業の健全な経営を考慮すると、「基本料金」及び「従量料金」について、一律 30.0%程度の値上げが必要である。
- (2) 水道料金の改定時期については早期に改定することが望ましいが、町民への周知期間等を考慮し、令和 8 年 4 月 1 日の施行が適切と考える。
- (3) 料金体系については、従来の料金体系を維持しつつ、使用水量区分について改定を行

い、より公平な基本料金及び従量料金とする。なお、今後は県内市町村の料金体系の状況を調査研究し、体系の見直しも視野について検討されたい。

(4) 改定後の水道料金表については、別表のとおりとする。

2 付帯意見

- (1) 今回の料金改定においては、水道使用者の約 95% を占める一般家庭への影響を考慮しているが、一般家庭よりもメーター口径の大きい大口使用者（事業者や社会福祉施設等）に対しては、近隣市町と比較しても基本料金が著しく低く設定されているので、大口使用者への配慮をおこないつつ今後、適正な料金設定について検討されたい。
- (2) 料金改定の実施に当たっては、十分な周知期間を設け、事前に水道使用者に周知、理解を得られるように取り組むこと。

別表 改定後の水道料金表（1 カ月につき）

メーター 口径	基本料金 (使用水量 10m ³ まで)	使用水量区分	従量料金
13mm 20mm	1,040 円	11 m ³ ～ 30 m ³	170 円
		31 m ³ ～ 50 m ³	190 円
		51 m ³ ～ 80 m ³	220 円
		81 m ³ ～	260 円
25mm 30mm 40mm 50mm	1,430 円	11 m ³ ～ 30 m ³	190 円
		31 m ³ ～ 50 m ³	220 円
		51 m ³ ～ 80 m ³	260 円
		81 m ³ ～	290 円
75mm 150mm 250mm	1,690 円	11 m ³ ～ 30 m ³	210 円
		31 m ³ ～ 80 m ³	260 円
		81 m ³ ～	310 円

※ 料金は、上記の料金表の区分による合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

※ 料金の合計額に 1 円未満の場数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。